

平成 29 年 9 月 4 日

平成 29 年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書の記載誤りによる特定個人情報の漏えいについて

平成 29 年 8 月 23 日に、平成 29 年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（以下「通知書」）により、以下の特定個人情報（個人番号を含む個人情報）漏えい事案が発生しましたので公表します。

このことを真摯に受け止め、信頼回復に全力を尽くします。

1 概要

平成 29 年度住民税について、事業者から従業員 1 名の特別徴収開始を依頼する異動届出書の提出を受けて通知書を送付した。

後日事業所から、従業員でない同姓同名の別人についての内容であるとの連絡があった。

確認したところ、当該事業者の従業員以外の市民 1 名の特定個人情報を含んだ通知書を送付したことが判明した。

2 原因

同姓同名の別人の課税情報を誤って登録した。通知書を作成するまでに確認作業を行っていたが、誤りを発見することができなかった。

3 通知書に記載されている個人情報

住所、氏名、個人番号、所得、所得控除内訳、税額

4 対応

事業者から誤った通知書を回収し謝罪した。

特定個人情報が漏えいした 1 名には説明のうえ謝罪し、個人番号の変更及び通知カードの再交付に伴う諸手続きを行った。

事業所から提出のあった全ての異動届出書の処理について、あらためて間違いがないかを確認した。

5 漏えいの影響

現時点では誤送付先以外への特定個人情報の流出は確認されていない。

6 再発防止策

通知書作成までの入力内容照合のさらなる徹底と、一人ひとりが個人情報を扱うことの重大さを再度認識する。

問い合わせ先 野々市市 総務部税務課住民税係 076-227-6036